

●香川県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成23年6月7日

香川県監査委員 仲 山 省 三  
同 鍋 嶋 明 人  
同 綾 田 福 雄  
同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成22年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
環境保健研究センター	平成23年4月19日
東部林業事務所	平成23年4月20日
みどり保全課	平成23年4月22日
みどり整備課	”
森林センター	”
廃棄物対策課 (資源化・処理事業推進室)	平成23年4月26日
環境管理課	”
環境政策課	”
直島環境センター	平成23年5月25日
西部林業事務所	”

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

財産区と県が締結していた県行造林契約の解除に伴う解除金の納付が2年後となっているが、条例に従った適正な納付期限を設定する必要がある。(みどり整備課)

イ 証紙収納について

証紙収納について、証紙収納簿への登記及び消印が遅れていたものがあったので、適正に行う必要がある。また、証紙を貼り付けた申請書に通し番号を記入しておく必要がある。(みどり保全課)

(3) 検討指示事項

該当事項なし